

「地域型住宅グリーン化事業における熊本県地域住文化要素基準ガイドライン」を策定しました。

国土交通省では、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、木材関係事業者、建材流通事業者及び中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の住宅生産等に関する共通ルール等に基づいた ZEH 等の省エネ性能等に優れた木造住宅の整備等に対して支援する「地域型住宅グリーン化事業」が実施されています。

令和 4 年度より地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合に補助額を加算する新たな措置が創設されました。

熊本県における「地域住文化要素基準」

そこで、本県における地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅としての基準を「熊本県における地域住文化要素基準ガイドライン」として決めました。

※詳細は裏面をご確認ください。

適用範囲及び適用開始時期

適用範囲：熊本県全域

適用開始時期：令和 4 年度から

※加算措置適用にあたっては、本基準をグループの共通ルールとして取り入れることが必要です。

補助事業名

地域型住宅グリーン化事業（国直轄事業）

お問い合わせ先：地域型住宅グリーン化事業評価事務局

Tel：03-3560-2886

HP：http://chiiki-grn.jp

なお、当ガイドラインは熊本県住宅課ホームページにも掲載しております。

(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/133149.html>)

熊本県 地域住文化要素基準

検索

熊本県土木部建築住宅局住宅課（計画班）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 TEL:096-333-2547

地域型住宅グリーン化事業における熊本県地域住文化要素基準ガイドライン

1 ガイドライン策定の目的

国土交通省では、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、木材関係事業者、建材流通事業者及び中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の住宅生産等に関する共通ルール等に基づいた ZEH 等の省エネ性能等に優れた木造住宅の整備等に対して支援する「地域型住宅グリーン化事業」が実施されています。

本事業について、令和 4 年度より地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合に補助額を加算する新たな加算措置が創設されました。

本ガイドラインは、平成 14 年 9 月に国土交通省が策定した「長寿命木造住宅整備指針」を基に、本県における気候風土適応住宅の要件を踏まえた「地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅」の基準を定めるものです。

2 熊本県における「地域住文化要素基準」

次の（1）及び（2）に該当すること

（1）次の（i）から（iv）のうち、いずれかに該当すること

（i）外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること

（ii）外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（iii）くまもと型伝統構法による木造建築物であること

（iv）構造材（柱、梁、母屋及び土台）について、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること

（2）次の（i）から（vi）のうち、いずれか 3 つ以上に該当すること

（i）床が熊本県産材を使用した板張りであること

（ii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

（iii）軒の出が 0.9m 以上であること

（iv）通風に配慮した複数の窓を配置したものであること

※高窓・天窗や地窓の設置、上下や対面に窓を設置する、又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること

（v）主な居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が多層構造の建具であること又は縁側（外縁は含まない）を設置したものであること

※多層構造の建具とは、雨戸、ガラス戸、障子など複数の建具を用いたもの

（vi）畳の間（8 畳以上又は 13.2 m²以上の広さ）又は土間（5 m²以上の広さ）を設置したものであること

※畳の間については、（2）（i）との併用により広さを確保することでも可

3 適用開始時期

このガイドラインは、令和 4 年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。